

(案)

資料 2-1

堺市地域間幹線系統確保維持会議規約

(名称)

第1条 本会は、堺市地域間幹線系統確保維持会議（以下「幹線会議」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この幹線会議は、堺市地域公共交通活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）第13条第1項の規定に基づき、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行の支援に必要となる事項の協議を行うことを目的に設置する。

(協議事項)

第3条 幹線会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項
- (2) 幹線会議の運営方法
- (3) その他幹線会議が必要と認める事項

(会議の議決)

第4条 協議会規約第13条第2項に基づき、幹線会議の議決は堺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の議決とする。

(組織)

第5条 幹線会議は、別表に掲げる関係交通事業者及び関係行政機関をもって構成する。

(会長)

第6条 幹線会議に会長を置く。

- 2 会長は堺市建築都市局交通部交通政策課公共交通担当課長をもって充てる。

(職務)

第7条 会長は、幹線会議を代表し会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 幹線会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会

(案)

長がその議長となる。なお、会長に事故その他の理由により支障があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が議長となる。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の全会一致で決するものとする。
- 5 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。
 - (1) 緊急を要するもの
 - (2) 幹線会議の運営に関するもの
 - (3) その他、会長が軽易であると判断したもの

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第11条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

- 第12条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 会長は幹線会議の協議結果について必要な事項は、協議会に報告するものとする。
 - 3 幹線会議で議決した地域間幹線系統確保維持改善事業に関する文書は、協議会会長に報告の上、協議会規約第13条第6項に基づき、協議会会長名で発することができるものとする。

(庶務)

第13条 幹線会議の庶務は、協議会規約第14条第1項に規定する事務局において行う。

(案)

(財務)

第14条 幹線会議の財務は、協議会規約第16条によるものとする。

(解散)

第15条 幹線会議は第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の3分の2以上の議決により解散する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が幹線会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

堺市建築都市局交通部交通政策課公共交通担当課長

大阪狭山市から選出された者

南海バス株式会社から選出された者

近鉄バス株式会社から選出された者

大阪府から選出された者

国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局から選出された者